

告示

埼玉県告示第三百三十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項に規定する指定定期検査機関及び同法第一百七十七条第一項に規定する指定計量証明検査機関として、次のとおり平成二十九年二月二十一日付けで指定した。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

一般社団法人埼玉県計量協会

二 所在地

埼玉県さいたま市北区榎引町二丁目二百五十四番地一埼玉県計量検定所内

三 指定期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで